

第1章 総則

第1条〔定義〕

ハローライト【原状回復費用・遺品整理費用補償付帯】（以下「本サービス」と言います。）とは、ハローライト株式会社が製造し当社が販売する HelloLight（SIM を内蔵した通信可能な LED 照明。以下、「本製品」という。）を活用した安否確認サービスをいい、第4条に定めるものをいいます。なお、第4条1項に定めたサービスを特に「メール発信サービス」といいます。

2. 「利用者」とは、メール発信サービスにより安否を確認する対象となる者をいいます。
3. 「申込者」とは、本サービスの契約を申し込み、会費を支払う者を言います。
4. 「指定連絡先」とは、第4条1項の条件を具備した場合に当社が発信するメールの宛先であり、申込者が指定したメールアドレスをいいます。
5. 「自宅」とは、マンション等の集合住宅の場合には利用者の居住する専有部分のことをいい、戸建ての住宅の場合には利用者の居住する当該建物内をいい、いずれの場合にも当社への登録が完了した建物を指します。但し、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」並びに「老人福祉法」で定められた住宅は含まれず、本サービスの対象外となります。

第2条〔利用申込〕

申込者は、本規約に同意したうえで当社所定の申込方法により、本サービスを申し込みます。

第3条〔契約の成立、サービス提供の開始、サービス利用に関する承諾事項〕

本サービスの契約の成立は、本章第2条の申込が当社に到達した時点（本条第2項）とします。但し、本条第3項に規定した事情その他の事情により、当社が本サービスを提供できないと判断した場合には、当然に本サービス契約は無効となります。

2. 当社は、本章第2条の申込が当社に到達した後、指定連絡先に対するメール発信により、当社からの連絡において通信設備上の問題が生じないことを確認します。なお、本サービス開始日は、原則として、申込到達日の翌月1日とします。
3. 当社は、前項の確認において、指定連絡先の正誤並びに利用者及び指定連絡先の本人同一性を確認する必要はなく、通信設備上の問題が生じないかどうかの確認をもって足りるものとします。また、前項の確認において通信設備の問題が生じて改善の見込みがないと当社が判断した場合、本サービスを提供するために必要なインフラ（電気）が利用者宅において未整備の場合、及び本サービスに必要な通信サービスの電波が届かない地域である場合は、当社は本サービスを提供できません。これらの場合、本サービスの契約は当然に無効となり、これによって生ずる損害について当社はその責任を一切負いません。
4. 申込者は、本条第2項のサービス開始日が経過しても、本サービスの提供を受けるには、申込者ないし利用者の費用と責任をもって、正常に作動する本製品を備え付け、かつ、日常生活において度々利用する場所に本製品を設置しておくことが必要であることを承諾するものとします。なお、本製品の故障が生じたときは、申込者ないし利用者が当社指定の住所に宛てて送付代金着払いにて送付するものとし、その後、当社が修理ないし交換した製品を送付するものとします。
5. 申込者は、調光用のソケットを用いて本製品を使用しないことを承諾するものとします。
6. 申込者は、本製品の点灯時間が短い場合に点灯を検知できないことがあることを承諾するものとします。

第4条〔サービス内容〕

メール発信サービスのサービス内容は、次のとおりとします。

- ① 本製品は、点灯と消灯のチェックを当社指定の頻度で行います（点灯ないし消灯の有無を常時確認するものではありません）。但し、本製品の点灯時間が短い場合に点灯を検知できないことがあります。
 - ② ①のチェックを通じて、0:00～23:59の間で、点灯が連続していると判断した場合もしくは消灯が連続していると判断した場合、翌日午前10時に指定連絡先へのメールが送信されます。なお、当社は、当該メールを発信すれば足り、到達を確認する必要はないものとします。
2. 当社は、利用者が自宅内で自殺、犯罪死（殺人や過失致死など犯罪性のある原因により人が死亡する場合）または孤独死（利用者が単身世帯の場合で誰にも看取られることなく自宅内で死亡する場合）により死亡した場合、利用者の死亡に起因した原状回復費用（修復、改装、清掃、異臭の除去、消毒など、戸室を使用可能な状態に復旧するために支出した費用であって、経年劣化及び通常損耗（自然損耗）の復旧に要した費用は除く）、遺品整理費用について、当社所定の要件を満たした場合には、金50万円を限度に補償するものとします。但し、①当社が原状回復に関する役務ないし遺品整理を行った場合（いずれも当社が再委託により実施した場合を含む）に限るものとし、②地震、噴火、津波、風災、水災、雪災等の自然災害、地盤変動、放射能汚染又は戦争、暴動等の治安維持上の重大な事態により、利用者が死亡に至った場合を除くものとします。
 3. 本条第2項の死亡が生じた場合、補償金の対象費用を負担した者は、当社に対して、①死亡診断書、検案書等補償の対象となる死亡事故が発生したことを証明する書類、②原状回復費用及び遺品整理費用の金額を証明する書類、③原状回復費用、及び遺品整理費用を支払ったことに関する証明書類及び④その他当社が特に必要と認める書類を提出しなければならず、その全ての書類が提出されない場合、当社は補償金の支払義務を負わないものとします。また、補償金の請求権を第三者に譲渡したり、担保の目的としたりすることはできないものとします。

第5条〔適用除外〕

メール発信サービスは、本製品の点灯状態を確認するサービスであり、緊急事態の通知、または利用者の安全や健康状態の管理を行うものではありません。また、同様に利用者の安全や健康状態、緊急時の救援を保証するものでもありません。

2. 本サービスは、利用者宅において盗難等の事故の発生を警戒または防止する業務及び利用者の身辺において危害等の発生を警戒または防止する業務は含まれません。
3. 本サービス及び本製品を利用する過程および利用したことによるその他の機器や設備の故障・破損、その他のあらゆる損害・損失（商業的損害・損失を含む）などの責任を当社は一切負わないものとします。

第6条〔利用期間〕

本サービスの利用期間は、本章第3条2項のサービス開始日から1年間とし、その後は、1年毎の自動更新となります。

第7条〔会費〕

申込者は、当社に対し、第2条記載の当社所定の申込方法の際に明示された金額の会費を支払うものとします。

なお、会費の発生は月額とし、本サービス開始日から、メール発信サービスの提供が終了した日の属する月をもって終了とし、日割り計算はしないものとします。

2. 当社は景気状況及び社会状況の変化等に応じて適切な範囲において、会費の変更を行うことができるものとします。なお変更する場合は変更日の30日前までに申込者へ文書またはメールにより通知するものとします。
3. 会費はすべて外税とします。第2条記載の当社所定の申込書に金額が記載されていても、法律等により当社によらず税率等が改定された場合は、その定めに従った金額及び施行時期に準ずるものとします。その場合、当社は申込者または利用者に対し本条2項に定める通知義務を負いません。

第8条〔会費の支払方法〕

申込者は、第7条に定める会費を当社所定の方法により支払うものとします。

2. 会費の支払方法として保証会社による集金代行によるものとされた場合、申込者は、会費の支払に関して保証会社との間で保証委託契約を締結したこととなり、保証会社から会費に関する求償を受けることがあることについて了承したものとします。また、申込者は、集金代行を利用するに際し、当社が必要な範囲で契約者及び利用者の個人情報を保証会社に提供することを承諾するものとします。
3. 当社は、保証会社や本サービスの販売代理店に対して、会費の代理受領権限を付与することができるものとします。

第9条〔サービスの停止〕

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、いつでも申込者または利用者の承諾なく本サービスの全部または一部を停止することができます。

- ①天災地変・停電・通信回線異常、本製品の故障、その他不可抗力事由の発生により本業務を実施することが不可能な事態が生じたとき、またその事態が止む間
 - ②システム保守または更新を定期的または緊急に行うとき、またその事態が止む間
 - ③申込者または利用者が会費の支払いを怠っている場合
2. 上記事由において本サービスの停止が発生した場合及び本製品の代替品の取寄せ中などで本サービスが一時的に利用できない場合でも、第7条に定める会費を申込者は支払うこととします。但し、その事態が長期に及びかつ申込者及び利用者側の責によるものでないことが明白な場合は、当社は、会費の支払を免除することができるものとします。

第10条〔中途解約〕

申込者は、次の各号の手続きを全て履践することで契約期間中いつでも本サービスの解約ができるものとします。但し、申込者が当社の販売代理店を通じて、本サービスを申し込んだ場合には、本サービスが自宅の賃貸借契約に付随して申し込まれたものであることに鑑み、販売代理店の承諾を得なければ解約できないものとします。但し、本サービスの解約が自宅の賃貸借契約の終了と併せてされる場合には、販売代理店の承諾が無くとも解約できるものとします。

- ①表記記載の電話番号へ当社の受付時間中に解約の申入れを連絡する
 - ②当社は、解約届出書を申込者へ発送する
 - ③申込者は、解約届出書に記入・押印し当社へ返送する
 - ④当社がその解約届出書を確認する
2. 上記手続きにおいて発生する郵券代は、すべて当社にて負担します。
 3. 契約の解約日（本サービスの提供終了日も同じ）は、本条1項④の当社の解約届出確認時とします。

第11条（通知義務）

申込者及び利用者は、利用者が自宅から転居した場合には、その旨及び転居先の住所を当社に対して直ちに通知するものとします。

2. 申込者及び利用者は、指定連絡先、利用者や指定連絡先の電話番号、メールアドレス等を変更した場合には、当社に対して直ちに変更内容を通知するものとします。

第12条〔終了時期〕

メール発信サービスは、利用者が死亡した時点で終了するものとします。

第13条〔契約解除〕

当社は、契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく、直ちに契約を解除することができるものとします。この場合、当社が被った損害については、契約者に対して賠償請求できるものとします。

- ①申込書に虚偽の記載があることが判明した場合
 - ②利用者が本製品の設置を拒否した場合
 - ③申込者が会費の支払いを怠り、当社が相当の期限を定めて催告しても期限内に支払われない場合
 - ④申込者または利用者が本規約に違反した場合
 - ⑤申込者または利用者が当社の許可なくその権利・義務その他利用契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡（質入れ等の処分を含む）したことが判明した場合
 - ⑥事前の書面による承諾なしでの、本サービスおよび本製品の複製、改変、翻案をする行為をした場合
 - ⑦本サービスおよび本製品を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行う行為をした場合
 - ⑧その他、サービスの提供が困難あるいは不適當な状況に至ったと当社が判断した場合
2. 申込者は、申込者、利用者及び指定連絡先が現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属するものではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、当社は、申込者、利用者及び指定連絡先が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく直ちに契約を解除する事ができ、申込者、利用者及び指定連絡先に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとします。
- ①反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - ②申込者、利用者及び指定連絡先が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ③申込者、利用者及び指定連絡先が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ④申込者、利用者及び指定連絡先が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑤自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第14条〔免責〕

当社は、次の各号に該当する場合は、本サービスの一部または全部（第4条に規定した全てのサービス）を提供しない場合であっても、一切の責任を負わないものとします。また、当社は、それにより生じた損害賠償責任を一切負わないものとします。

- ①天災地変・停電・通信回線異常、本製品の故障（修理・交換等のために本製品が備え付けられていない場合を含む）、その他不可抗力事由の発生により本業務を実施することが不可能な事態が生じたとき
- ② 申込者または利用者及びその関係にある者の故意または過失により本製品の破壊・破損・汚損が生じたとき、申込者または利用者及びその関係にある者が電源供給を怠るなどしてメール発信サービスの正常稼働を妨げたとき、申込者または利用者が本利用規約の承諾事項に反していたとき、並びに電気供給会社または通信回線及びインターネット接続サービスを提供する会社による工事や障害等により、メール発信サービスの正常稼働が妨げられたとき
- ③自宅、指定連絡先、利用者や指定連絡先の電話番号、メールアドレス等が変更になったにも関わらず、その旨を当社に告知していなかったとき
- ④申込者または利用者が、本規約第7条に定める会費の支払いを怠った場合
- ⑤指定連絡先のメールアドレス等が誤記載であった場合（故意・過失を問わない）

第15条〔合意管轄裁判所〕

本サービス及び規約に関する訴訟についての第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第16条〔規約の改定〕

当社は、社会情勢の変更等やむを得ない事情が生じた場合は、当社の判断により本規約を改定することができます。その場合当社は、申込者または利用者に対し、改定日の30日前までに書面を通知又はメールを発信した上で、実施するものとします。

第2章 個人情報の取扱いに関する規程

第1条〔個人情報〕

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報であって、本サービスに関しその相手方から提供を受けたものを、第三者に漏洩してはならないものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は個人情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。
3. 当社は個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 当社は個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前にその相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 当社は個人情報を本サービスの目的のために知る必要のある役員及び従業員に限り開示するものとし、本サービスに基づく個人情報保持義務と同等の義務を、個人情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとします。
6. 本条の義務違反により当社あるいは契約者及び利用者、指定連絡先が損害を受けたときは、相手方はその損害を賠償しなければならないものとします。
7. 本条に基づく甲及び乙の義務は、本契約終了後も存続します。

第2条〔個人情報の収集方法〕

当社は、本サービスを提供するために必要な個人情報を次の方法により収集します。

- ①本サービス所定の申込書
- ②当社指定の集金代行機関申込書
- ③本サービス実施にあつて、予め契約者または利用者からの聞き取りによるもの

第3条〔個人情報の内容〕

本サービスを遂行するにあつて収集する個人情報は以下のとおりとします。

- ①申込者・・・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、利用者との続柄、金融機関口座
- ②利用者・・・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、申込者との続柄、
- ③指定連絡先 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、利用者との続柄、
- ④その他サービス実施にあつて当社が必要と判断した情報

第4条〔個人情報の利用目的〕

個人情報を利用する目的は、以下のサービス提供業務及びそれに付随する情報提供を行う業務において利用いたします。

- ① ハローライト
- ② 上記に付随する連絡業務
- ③ 上記に付随する相談業務

第5条〔個人情報の共同利用〕

当社は本サービスを提供するにあたり、申込者または利用者に同意を得たうえで、本業務に必要な最低限の業務提携先と共同利用します。また消防・警察等公共機関より提供を求められた場合も共同利用します。

なお、共同利用した時の責任は当社が有します。

第6条〔個人情報の開示・訂正・削除〕

申込者及び利用者、指定連絡先は当社が所有する各自の個人情報を当社指定の方法にて開示請求できるものとします。

これにより当社が保有する情報が不正確または誤りがあった場合は、訂正・削除できるものとします。

第7条〔個人情報の問合せ先〕

本サービスに関する個人情報の問合せ先は以下のとおりとします。

商号：ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部

住所：〒169-0072 東京都新宿区大久保3丁目8番2号

電話：03-5285-4538（平日9:00から18:00）

以上